重度訪問介護

重要事項説明書

2025年9月作成(2024年4月モデル)

この「重要事項説明書」は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例(令和3年高槻市条例第43号)」第7条に定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 重度訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合資会社わかなケアサポート		
代表者氏名	代表 住田 裕之		
本社所在地 (連絡先)	高槻市清水台 1 丁目 13-32 電話/FAX 072-688-2758		
法人設立年月日	平成 18 年 12 月 26 日		

- 2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

/ 字术// O/// E-1-1					
事業所名称	わかな介護ステーション				
指 定事業所番号	重度訪問介護 2714200561 号 (平成 19 年 4 月 1 日指定) (平成 25 年 4 月 1 日更新)				
事業所所在地 高槻市栄町2丁目49-1					
連 絡 先相談担当者名	相談担当者 わかな介護ステーション 住田裕之 電話番号 072-693-3633 FAX 番号 072-693-3763				
事業所の通常の 事業実施地域	高槻市、茨木市、摂津市				
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス等	重度訪問介護 2714200561 号 (平成 19 年 4 月 1 日指定) (平成 25 年 4 月 1 日更新) 移動支援事業(高槻市) 2760910444 号 (平成 20 年 10 月 1 日登録) (平成 26 年 10 月 1 日更新)				

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	わかな介護ステーション(以下「事業所」という)において実施する指定障がいサービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)の提携に運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者、障がい児及び障がい児の保護者(以下、「利用者等」という。)の
	意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居

	宅介護等の提供を確保することを目的とする。		
運営の方針	事業所の訪問介護員等は、利用者様等の人格と人生観を尊重し、人身の状態を把握した上で、自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活全般にわたる介護・支援を行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの連携に努めるものです。		

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~金曜日(但し、国民の祝日、12月30日~1月3日、8月13日~8月15日を除く)
営	業時	間	09:00~18:00 (緊急時等、電話対応いたします)

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	09:00~18:00 (ご相談に応じます)

(5)事業所の職員体制

管 理 者 住田 裕之

種 職	職務内容	人員数
者 管理	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行いま す。	常 勤 1 人

		•
サービス提供責任者	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成します。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握します。 3 利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業所等に重度訪問介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 重度訪問介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて重度訪問介護計画の変更を行います。 5 指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 6 重度訪問介護従業者(以下「ヘルパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 8 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めます。	常 2 常 0 勤人 勤人
ヘルパー	1 重度訪問介護計画に基づき、重度訪問介護サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等 について、サービス提供責任者に報告を行います。	常 1 大 非常勤 人
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	管理者 兼務常勤 1人

- 3 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
重度訪問介護計画の作成	利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的 なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成し ます。
重度訪問介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、病院、診療所、老人保健施設等、介護医療院に入院、入所中に意思疎通の支援その他必要な支援を行います。

- (2) ヘルパーの禁止行為 ヘルパーはサービスの提供に当たって次の行為は行いません。
- ①医行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行 為
- (3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。 利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。 定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。
- ※ サービス提供に係る費用のうち、世帯の所得に応じた額をご負担ください。ただし、1 割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
9	2, 969 円	296 円	3, 955 円	395 円	4, 941 円	494 円	
-	3 時間以上 3 時間 30 分未満						
額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額			
9	6, 903 円	690 円	7, 889 円	788 円			
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上	12 時間未満	i	
	利用者負担額		利用料		利用者負担額		
1=		880 円に				1,613 円に 30 分増すごとに	
	+91円		+911円			,ことに 1 円	
以上	16 時間未満	古	1	6 時間以上	20 時間未満	茜	
	利用者負担額		利用料		利用者	負担額	
	2,341 円に					3円に	
に 30 分増すごとに						30 分増すごとに +92 円	
+868円				.1 [7]	+ 9	2 H	
20 時間以上 24 時間未満							
利用料							
37,734円(20時間まで)							
に 30 分増すごとに +857 円							
)に 以上 で) こ い以上	日報 利用料 円 2,969円 こ 3時間30 日報 利用料 円 6,903円 以上 880 30分増度 十9 以上 16時間未満 一 2,341 こ 30分増度 十80 以上 24時間未満 日本 利用者 で) 3,773 こで) 3,773 こで) 3,773 こで) 3,773 こで) 3,773 こで) 3,773 この 3,773 <td< td=""><td>円 2,969 円 296 円 3 時間以上 3 時間30 分未満 日 利用料 利用料 円 6,903 円 690 円 以上 8 時間未満 利用者負担額 10 分増すごとに +91 円 以上 16 時間未満 利用者負担額 10 2,341 円に 30 分増すごとに +86 円 以上 24 時間未満 利用者負担額 10 3,773 円に</td><td> 利用料 利用料 利用料 利用料 円 2,969 円 296 円 3,955 円 3 時間 30 分未満 4 時間 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用者負担額 16,133 円 (8 13 分増すごとに</td><td> 利用料 16,133 円 (8 時間まで) に 30 分増すごとに</td><td> 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 日 2,969 円 296 円 3,955 円 395 円 4,941 円 3 時間 30 分以上 4 時間未満 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用者 利用者 16,133 円 (8 時間まで) 1,613 16 時間以上 12 時間未満 16 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 17 日 18 日 18 日 18 日 19 日 1</td></td<>	円 2,969 円 296 円 3 時間以上 3 時間30 分未満 日 利用料 利用料 円 6,903 円 690 円 以上 8 時間未満 利用者負担額 10 分増すごとに +91 円 以上 16 時間未満 利用者負担額 10 2,341 円に 30 分増すごとに +86 円 以上 24 時間未満 利用者負担額 10 3,773 円に	利用料 利用料 利用料 利用料 円 2,969 円 296 円 3,955 円 3 時間 30 分未満 4 時間 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用者負担額 16,133 円 (8 13 分増すごとに	利用料 16,133 円 (8 時間まで) に 30 分増すごとに	利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 日 2,969 円 296 円 3,955 円 395 円 4,941 円 3 時間 30 分以上 4 時間未満 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用料 利用者 利用者 16,133 円 (8 時間まで) 1,613 16 時間以上 12 時間未満 16 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 16 時間以上 20 時間未満 17 日 18 日 18 日 18 日 19 日 1	

令和6年4月報酬改定及び地域区分に基づいて算出しています。

- ※ 病院等において意思疎通その他の支援を行う場合についても上記単価となります。
- ※ 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、 障がい支援区分 6 に該当されれば、100 分の 8.5 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、重度訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求致します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者 負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1, 072 円	107 円	1回の要請につき1回、利用者1 人に対し、1月に2回を限度とする
初 回 加 算	2, 144 円	214 円	初回月、1回のみ
移動介護加算 (1) 1 時間未満 (2) 1 時間 30 分未満 (3) 2 時間未満 (4) 2 時間 30 分未満 (5) 3 時間未満 (6) 3 時間以上	(1) 1,072円 (2) 1,340円 (3) 1,608円 (4) 1,876円 (5) 2,144円 (6) 2,680円	(1) 107 円 (2) 134 円 (3) 160 円 (4) 187 円 (5) 214 円 (6) 268 円	移動中の介護を行った場合に、 移動介護の実施時間数に応じて 加算する また、同時に2人により移動中 の介護を行った場合は、それぞ れの従事者について所定単位数 を加算する
福祉·介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 273/1000	左記の1割	福祉・介護職員等の賃金改善等を 実施している事業者において加算 します 加算は、福祉・介護職員の賃金改 善に充てられます。

- ※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 重度訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問す ることとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。
- ※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

- ※ 喀痰吸引等支援体制加算は、喀痰吸引等が必要な方に対して、登録特定行為事業者の 認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算します。
- ③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,608円	160 円	1月当たり

4 その他の費用について

す しの他の負別に						
① 交通費	利用者の居宅が通常の事業実施地域であれば無料。地域外の場合、 運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。					
	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただい、時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。					
	24 時間前までにご連絡の場合		キャンセル料は不要です			
②キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合		1 提供当たりの利用料の 50%を請求致します。			
	12 時間前までにご連絡のない場合		1 提供当たりの利用料の 100%を請求致します。			
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。						
で使用する電気、	áたり必要となる利用者の居宅 ガス、水道の費用 らけるヘルパーの公共交通機関		用者(お客様)の別途負担 なります <u>。</u>			

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額そ の他の費用の支 払い方法につい	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によ
て	りお支払い下さい。
	(ア)現金支払い
	(イ)利用者指定口座からの自動振替
	(ウ)事業者指定口座への振り込み
	お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお
	願いします。
	また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知
	をお渡ししますので、保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当	_	七十十二 小 土 イ カ	/ } m	- ₩ - -
ヘルパーの変更を希望され	<i>y</i>	相談担当者氏名	住田	
利用者のご事情により、担当 ヘルパーの変更を希望され る場合は、右の相談担当者ま	1	連絡先電話番号	0/2-6	693 — 3633

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 重度訪問介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら重度訪問介護計画を作成します。作成した重度訪問介護計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は重度訪問介護計画に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者等の訪問時の状況や 意向に充分な配慮を行います。

(3) 重度訪問介護計画の変更等

重度訪問介護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を致します。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 住田 裕之

② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ①利用者及びそ ○事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家 の家族に関す 族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 る秘密の保持 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後におい について ても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ るため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密 を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ○ 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、 サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、 利用者又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙に よるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をも ②個人情報の保 って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 護について ○ 事業者が管理する情報については、利用者又はその家族の求めに応じてそ の内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求め られた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正 等を行うものとします。 (開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の 負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、 下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行い ます。

連絡先: 電話番号 072-693-3633 (対応可能時間 06:00~23:00)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行います。

	市	町	村	名	高槻市
	担当	部	• 課	名	健康福祉部・障がい福祉課
	電	話	番	号	072-674-7164
+	市	町	村	名	高槻市
市町村	担当	部	• 課	名	健康福祉部・福祉指導課
113	電	話	番	号	072-674-7822
	市	町	村	名	
	担当	部	• 課	名	
	電	話	番	号	

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 (株)損害保険ジャパン

保険名 損害賠償保険

補償の概要 事故・被害者対応保険金額 1億円 財物保証保険金額 150万円

12 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療 サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存

されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。 (複写等に係る費用は実費を負担いただきます。)

17 苦情解決の体制及び手順

① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 わかな介護ステーション 管理者 住田 裕之	所 在 地 高槻市栄町2丁目49-1 電話番号 072-693-3633 ファックス番号 072-693-3763 受付時間 09:00~18:00
【高槻市】 健康福祉部・障がい福祉課	所 在 地 高槻市桃園町2番1号 電話番号 072-674-7164 ファックス番号 072-674-7188 受付時間 月〜金(祝日を除く) 午前8時45分〜午後5時15分
【市町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の障が い福祉サービス担当部署の名称)	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月〜金(祝日を除く) 午前 10 時〜午後 4 時

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ア 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に 応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - イ 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ウ 相談担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を 決する。
 - エ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者 へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨翌日ま でには連絡する。

18 サービス提供開始可能年月日

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「高槻市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年高槻市条

例第58号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	高槻市栄町 2 丁目 49-1	
	法人名	合資会社わかなケアサポート	
事業	代表者名	住田 裕之	印
者	事業所名	わかな介護ステーション	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

五山		± ∠	住	所	
利	用	者	氏	名	印

/ +	理	1	住	所	
16	垤	^	氏	名	印